

障害福祉サービス事業運営規程

平成18年規程第12号

社会福祉法人田上町社会福祉協議会障害福祉サービス事業運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人田上町社会福祉協議会が設置する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、障害者及び障害児（以下「利用者」という。）に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。
- 2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、利用者に対し適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービス事業の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 社会福祉法人田上町社会福祉協議会
 - (2) 所在地 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3071番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人
職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
 - (2) サービス提供責任者 1人以上
事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。

(3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上

作成された居宅介護計画等に基づき障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間を、次のとおりとする。

(1) 営業日

日曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の営業日及び営業時間については、利用者及びその家族の申出により必要と認めるときは、これを変更することができる。

(事業の主たる対象者とする障害の種類)

第6条 事業所において指定居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

(2) 指定重度訪問介護

身体障害者、知的障害者、精神障害者

(障害福祉サービスの内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院介助（身体介護を伴う場合）

⑦ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助等

① 調理

② 洗濯、補修

③ 掃除、整理整頓

④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）

⑤ その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 生活等に関する相談、助言

2 事業所で行う指定重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 重度訪問介護計画の作成
- (2) 重度訪問介護
 - ① 食事の介護
 - ② 排せつの介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 通院介助
 - ⑥ 調理
 - ⑦ 洗濯、補修
 - ⑧ 掃除、整理整頓
 - ⑨ 外出時における移動中の介護
 - ⑩ その他日常生活を営むために必要な身体の介護及び家事
- (3) 生活等に関する相談、助言

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、当該障害福祉サービスに係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から当該障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて障害福祉サービスを提供した際は、それに要した交通費の実費は、利用者の負担とする。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業を実施する地域は、田上町全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員は、障害福祉サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事

態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともにサービス提供責任者及び管理者に報告を行う。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(秘密保持等)

第12条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(苦情解決)

第13条 提供した障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、提供した障害福祉サービスに関し、法に定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、業務の執行体制についても整備する。

- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

附 則

障害福祉サービス事業運営規程

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成26年12月10日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。